

3 教育・研究関係

ア 初等・中等教育

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
学校外の教育施設における児童生徒の学習支援 (文部科学省)	義務教育段階において、不登校児童生徒の学習支援のため、一定の要件を満たす民間事業者により設置運営される教育施設において行われる教育活動について、市町村教育委員会や学校長の判断により、学校との緩やかな連携の下で学校教育を補完するものとして扱うなど弾力的な運用を行うことについて早急に検討を行う。	検討	検討 (結論)		(文部科学省) 平成15年度予算において「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」(平成15年度新規)を計上しており、民間施設等との積極的な連携を推進する。 「不登校問題に関する調査研究協力者会議」において、民間施設等との積極的な連携を推進するための報告を、平成15年3月に取りまとめた。具体的な取組みとしては、例えば、共同の事例研究会、研修講師としての活用、体験活動等のイベントの共同実施や、また、地域の実情に応じた適応指導教室の運営委託等が考えられるとしている。	
公立小・中・高等学校における通学区域の弾力化 (文部科学省)	a いじめの問題による就学校の指定変更等の対応を促したり、通学区域の運用に関する全国の事例集を新たに作成するなど公立小・中学校の通学区域の弾力化を促進するための実効ある方策を講ずるとともに、その趣旨を関係者に一層徹底する。	措置済				
	b 公立高等学校の弾力化を進めるため、通学区域を設定することを規定した地方教育行政の組織及び運営に関する法律を見直し、通学区域の設定等を設置者である都道府県等の自主的な判断にゆだねる。 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第104号)】	措置済 (14年1月施行)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の指定の促進(文部科学省)	保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を適切に促進する観点から、各市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できることを明確にし、さらに学校選択制を導入した市町村にあっては、あらかじめ選択できる学校の名称を保護者や児童生徒に示し、その中から就学する学校を選択するための手続等を明確にするような観点から、関係法令を見直す。		措置		(文部科学省) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年文部科学省令第13号)により、各市町村教育委員会の判断により学校選択制をできることを明確にし、学校選択制を導入した市町村にあっては、学校を選択するための手続等を明確にすることとした。(平成15年4月1日施行)	
就学校の変更要件の明確化(文部科学省)	学校選択制を導入していない市町村にあっては、指定された就学校の変更を保護者や児童生徒が希望する場合の要件や手続等について、各市町村において明確にするよう、関係法令を見直す。		措置		(文部科学省) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年文部科学省令第13号)により、就学校の変更の要件や手続等について、各市町村において明確にすることとした。(平成15年4月1日施行)	
学級編制と教職員配置の弾力化(文部科学省)	各学校における学級編制や教職員配置を、教育委員会の判断により一層弾力的に行うことができるようする。 【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成13年法律第22号)】	措置済 (13年4月施行)				
障害児の就学決定(文部科学省)	a 障害のある児童生徒の就学について、早期からの教育相談の充実や教育委員会の就学指導体制の整備充実を図るための方策について検討する。	措置済				
	b 医学・科学技術の進歩を踏まえ、盲・聾・養護学校に就学すべき基準について見直す。	一部措置済	措置		(文部科学省) 「学校教育法施行令の一部を改正する政令」(平成14年政令第163号)により、国が定める盲・聾・養護学校への就学の基準について見直すとともに、市町村教育委員会が児童生徒の障害の状態に照らして、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者については、小・中学校に受け入れることができるようにした。(平成14年9月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	c 個々の障害の状態に応じた高性能の補助具や補助手段の活用、施設・設備の状況などにより学校生活に支障がなく、就学先で受ける教育がその児童生徒に適切であると判断される場合には、教育委員会の判断により普通学校への就学を認めることができるようにする。	一部措置済	措置		(文部科学省) 「学校教育法施行令の一部を改正する政令」(平成14年政令第163号)により、国が定める盲・聾・養護学校への就学の基準について見直すとともに、市町村教育委員会が児童生徒の障害の状態に照らして、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者については、小・中学校に受け入れることができるようにした。(平成14年9月1日施行)	
小・中学校の設置基準の明確化 (文部科学省)	a 多彩な教育理念に基づく私立の小・中学校の設置が促進されるよう、小・中学校の設置基準を例えば「小学校設置基準」「中学校設置基準」のような形で明確に示すことについて検討し、所要の措置を講ずる。 小学校及び中学校の設置基準の明確化に当たっては、私立小学校及び私立中学校の設置促進の観点から、適切な要件を定める。また、各都道府県の私立小・中学校設置認可審査基準等及び学校法人の設立認可審査基準についても、その要件の適切な緩和を都道府県に対し促す。さらに、学校法人の財務情報等の開示を促進する。 【小学校設置基準(平成14年文部科学省令)、中学校設置基準(平成14年文部科学省令)】	省令制定・公布	措置(14年4月施行予定)		(文部科学省) 私立学校の設置促進を含めて多様な小・中学校の設置を促進する観点から、小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)及び中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)を新たに制定した。(平成14年4月1日施行) 小学校設置基準・中学校設置基準等に関する説明会(平成14年4月24日)や平成14年度第2回都道府県私立学校主管部課長会議(平成15年1月28日)等で、各都道府県の私立学校主管部課に対し、私立小・中学校の設置の促進という設置基準策定の趣旨が反映されるよう、設置認可審査基準の見直しを促すとともに、都道府県知事所轄の学校法人につき財務情報等の開示を促進するよう要請した。	
	b 私立学校における情報公開が積極的に行われるよう、各学校法人に対して十分に指導することが必要である旨、各都道府県に対して周知を行う。	措置済				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
私立学校審議会の在り方の見直し (文部科学省)	私立学校審議会をより開かれたものにするための改革に向けて、構成員・運営を含む私立学校審議会の在り方を検討するとともに、委員名簿や議事概要等については、各都道府県のホームページ等において公開することを促進する。		措置		(文部科学省) 私学の自主性を担保し、所轄庁の私立学校に対する行政の適正を期するという私立学校審議会の意義・目的は引き続き重要であるが、委員の構成等については当該地域の実情に応じて、公立学校関係者、保護者等を委員として任命することが可能となるよう、私立学校審議会の構成員の比率及び委員候補者の推薦に関する私立学校法の規定を削除する旨の結論を得た。(平成15年3月17日中央教育審議会初等中等教育分科会において報告) また、委員名簿や議事概要等の公開の促進については、平成14年度第2回都道府県主管部課長会議(平成15年1月28日)等において、各都道府県に周知した。	
習熟度別学習の導入 (文部科学省)	a 学習の習熟度に差が付きやすい教科(算数(数学)や理科、英語など)について、児童生徒の学習内容の理解や習熟の程度に応じチームティーチングの活用等によりグループ別学習を行うといったことを積極的に進める。 【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成13年法律第22号)】	措置済 (13年4月施行)				
	b 学年を超えた習熟度別学習の実現可能性について検討する。	検討	検討	検討 (結論)	(文部科学省) 平成13年度より、研究開発学校制度を用いて、学年を超えた習熟度別学習を行う学校を指定しており(平成14年度においては、5件8校(小学校4校、中学校4校)研究期間3年)今後、学年を超えた習熟度別学習を推進するか否かを判断する際に必要となる実証的データを収集しているところ。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	c 現在、物理と数学に限定されている高校2年生修了後に大学に入学することのできる飛び入学の認められる範囲を拡大する。 【学校教育法の一部を改正する法律(平成13年法律第105号)】	法案成立、公布	措置(14年4月施行)		(文部科学省) 「学校教育法の一部を改正する法律(平成13年法律第105号)」により、大学への飛び入学について、対象分野の制限を撤廃した。(平成14年4月1日施行)	
学習指導要領の性格の周知(文部科学省)	学習指導要領は教育課程編成上の最低基準としての性格を有しており、各学校における弾力的な取扱いを排除するものではないことについて、教育現場や広く社会一般に対して十分な理解を得る方策を検討し、所要の措置を講ずる。 【確かな学力の向上のための2002アピール「学びのすすめ」(平成14年1月17日公表)】	措置済				
初等中等教育における教育内容の充実(文部科学省)	創造力ある人材を育成するための教育、例えば理数系教育・IT教育・芸術教育・コミュニケーション/言葉教育、等とともに、社会性を身につける教育や勤労観、職業観をはぐくむ教育機会についても充実するよう検討し、所要の措置を講ずる。	措置済				
児童生徒に対する適切な指導(文部科学省)	小・中学校における児童生徒の問題行動等への適切な対応のため、学校が問題を起こす児童生徒に対して行う出席停止制度について要件の明確化を図るための措置を講ずる。 【学校教育法の一部を改正する法律(平成13年法律第105号)】	措置済(14年1月施行)				
高校卒業レベルの学力認定制度(文部科学省)	各種の資格試験等において、大学入学資格検定を高等学校卒業と同等に扱われるよう推進することと併せて、高等学校卒業段階における習熟度を客観的に評価するための学力評価基準や評価方法等の具体的な方策について検討を進め、高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験の在り方について検討する。	検討	検討	検討(結論)	(文部科学省) 各種の資格試験等における大学入学資格検定の扱いについては、高等学校卒業と同等に扱われるよう、引き続き、日本商工会議所等に理解を求め、その趣旨を通知した。(平成14年2月28日文部科学省生涯学習政策局長通知13文科生第956号) また、高等学校における生徒の学習状況を客観	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					的に評価するため、国立教育政策研究所教育課程センターより、評価規準等に関する教育課程研究指定校用の調査研究資料が示された。(平成14年8月29日) これらを踏まえ、大学入学資格検定の社会的な認知状況も勘案しつつ、15年度中の結論に向けて、試験の在り方について、引き続き、検討していく。	
インターナショナルスクール卒業者の進学機会の拡大 (文部科学省)	インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学や高等学校に入学する機会を拡大する。		措置		(文部科学省) 高等学校の入学機会の拡大については、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第12号)により、中学校卒業程度認定試験の受験資格を緩和した。(平成15年4月1日施行) なお、大学への入学機会の拡大については、検討中。	
公立学校教員の養成・採用 (文部科学省)	a 個性豊かで多様な教員採用を進めている都道府県の取組の事例等について各都道府県に周知を図る。	措置済				
	b 社会的経験を有する人材を学校現場へ招致・活用するため特別免許状制度や特別非常勤講師制度について、その積極的な活用が図られるよう、各都道府県に対し制度の趣旨を周知するとともに、産業界からの協力について経済団体との情報交換を図る。	措置済				
	c 「保護者講師」や「地域住民講師」など、保護者や地域住民が学校において授業を行う取組を一層積極的に推進する。		措置			(文部科学省) 保護者や地域住民等学校外の優れた人材を特別非常勤講師として配置するために必要な経費の補助を行っている。また、本事業において、平成14年度から新たに、心の教育を推進するため、保護者や地域の人材等を道徳教育に積極的に活用する「心のせんせい」の配置を行っている。

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
公立学校教員の評価と処遇等 (文部科学省)	a 各都道府県教育委員会等において行われている勤務評定の適切な実施を進め、教員の教科指導能力についての評価方法の工夫を一層進めるよう指導する。 【平成13年文部科学事務次官通知】	措置済				
	b 児童生徒に対する指導力が不足し、適格性が不十分な教員については、必要に応じ免職を含めた分限処分を的確に行うよう各都道府県教育委員会等を指導するとともに、教員以外の職へ円滑に異動させるための仕組みを取り入れる。 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第104号)】	措置済 (14年1月施行)				
	c 勤務評定の結果を処遇面に反映させ、教科指導力に優れ勤務成績が優秀な者については、特別昇給や勤勉手当等の処遇面においても適切な措置がなされるよう、都道府県教育委員会等を指導する。	措置済				
公立学校教員のキャリアディベロップメントの充実 (文部科学省)	a 公立学校において、それぞれの教員のキャリアディベロップメントを促進する観点からも、教員に対する評価やその結果の活用を進めるよう検討する。	検討	検討(結論)		(文部科学省) 公立学校教員の評価やその結果の活用方法の在り方について、総合規制改革会議や中央教育審議会の答申等をも踏まえつつ文部科学省内で検討を行い、教員がその資質能力を向上させながらそれを最大限に発揮できるよう、教員の能力や実績に対する適正な評価、評価結果の処遇等への反映など、各教育委員会における教員の評価システムの改善を促進することが必要であるとの結論を得た。 このため、平成15年度予算において、全都道府県・指定都市教育委員会に対し「教員の評価に関する調査研究」を委嘱するために必要な経費を計上することとした。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>b 民間企業、行政機関、社会教育施設、社会福祉施設等学校以外の施設等へ教員を派遣して行う長期社会体験研修の機会充実のための方策を講ずる。</p> <p>また、円滑な民間企業への派遣を進められるよう、各地域における経済団体等との情報交換の積極的な実施についてもその必要性を周知する。</p>	措置済				
校長のリーダーシップの強化とその評価 (文部科学省)	<p>a 校長が学校運営のリーダーシップを発揮していくため、校長の裁量権の拡大の観点から、教育委員会と学校との関係について定めた学校管理規則の見直しや学校予算の在り方の見直しを進めるよう各都道府県教育委員会等を指導する。</p>	措置済				
	<p>b 校長の在職期間の長期化や適切な評価に基づく降任や配置転換も含めた処遇など校長の人事異動の在り方の見直しについても、各都道府県教育委員会等を指導する。</p>	措置済				
<p>学校評議員制度の一層の効果的な活用の促進 (文部科学省)</p>	<p>地方公共団体に対し、必要に応じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校評議員が一堂に会して意見交換を行うこと、 学校運営の評価に保護者や地域住民等の意見を採り入れるため、学校評議員が学校の評価を行うこと、 市町村教育委員会による学校評議員に対するサポートを充実させること、 学校評議員の学校評価結果や学校評議員の活動に関する適切な情報公開について検討すること、 学校評議員の選出方法については、例えば保護者や地域住民等といった学校評議員の構成などを定め、公表するなど各市町村教育委員会において選出方法の明確化を図ること、 <p>など、学校評議員制度の一層の効果的な活用を図るための工夫を講じることを促す。</p>		措置		<p>(文部科学省)</p> <p>平成14年度都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会(平成14年11月5日)等の都道府県及び市町村の教育委員会・教育長に対する各種会議において、取組を促した。また、全国の公立学校における学校評議員の設置状況(平成14年8月1日現在)を調査し、学校評議員制度の一層の活用を促した。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
条件付採用制度の運用改善 (文部科学省)	条件付採用期間中の評価結果に基づいて、教員としての能力や適性等を判断の上、必要な場合には分限処分を行うことなど条件付採用制度の一層の運用の改善を図るよう各都道府県教育委員会等を指導する。	措置済				
21教育委員会の組織運営の活性化 (文部科学省)	教育委員会の委員の構成について、親の参加や年齢、性別などの多様化を図る観点から措置を講ずるとともに、教育委員会の会議の原則公開について必要な措置を講ずる。 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第104号)】	措置済 (14年1月施行)				
22各学校における自己点検評価制度の推進 (文部科学省)	すべての小中学校において教育目標を作成することとなるよう促すとともに、その実現を適切に進めているかどうかについて点検するような自己点検評価を制度化する。		措置		(文部科学省) 小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)及び中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)において、学校が自己点検・自己評価の実施とその結果の公表に努めることを規定(平成14年4月1日施行)するとともに、施行通知(小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について(平成14年文部科学事務次官通知13文科初第1157号))や都道府県教育委員会等に対する説明会(平成14年4月24日)等で取組みを促した。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
23学校や教員による情報発信の推進 (文部科学省)	a 学校の概要(教員数、児童生徒数、校舎面積、教育目標、運営方針、教育計画等)や自己点検評価の結果などとともに、教員の教育方針等の情報発信を促進する。		措置		(文部科学省) 小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)、中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)等において、学校が、自己点検・自己評価の実施とその結果の公表に努めること、保護者等に対して情報を積極的に提供することを規定(平成14年4月1日施行)するとともに、施行通知(小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について(平成14年文部科学事務次官通知13文科初第1157号))や都道府県教育委員会等に対する説明会(平成14年4月24日)等で取組みを促した。	
	b インターネットに接続されているコンピュータが整備された学校に対し、個人情報や、著作権の保護に十分配慮し、学校や学校の教育活動の紹介などホームページを利用した学校情報の発信が主体的に行われるよう、必要な助言や情報提供を行う。	措置済				
24学校等における情報化の促進 (文部科学省)	コンピュータ等を活用した教科指導を促進する観点から、教員向けの情報教育の手引等の作成を行う。また、情報教育関係団体と連携協力し、広く情報収集を行うとともに、具体的な指導方法の事例集やガイドブックの作成などにより、コンピュータ等を活用した教科指導について、地方公共団体や各学校に対して一層積極的に情報提供していく。	措置済				
25インターネット等を用いた高等学校教育の促進 (文部科学省)	高等学校段階の教育において、通信教育の充実を図る観点からインターネットを活用した教育の可能性について検討に着手する。	検討	検討 (結論)		(文部科学省) 高等学校通信制課程において、面接指導の一部にインターネットなどの多様なメディアの利用を可能とすることについて、中央教育審議会等において検討を行い、平成15年度中、速やかに高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の一部を改正することにより措置することとした。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
26 コミュニティ・スクール導入のための法制度整備に向けた実践研究の推進 (文部科学省)	a 新たなタイプの公立学校である「コミュニティ・スクール(仮称)」の導入については、地域のニーズに機動的に対応し、一層特色ある教育活動を促し、また、伝統的な公立学校との共存状態を作り出すことにより、健全な緊張感のもと、それぞれの学校間における切磋琢磨を生み出し、結果的に学区全体の公立学校の底上げにつながることを期待されるものであることから、地域や保護者の代表を含む「地域学校協議会(仮称)」の設置、教職員人事や予算使途の決定、教育課程、教材選定やクラス編製の決定など学校の管理運営について、地域との連携を進め、学校の裁量権を拡大するとともに教育成果等に対する厳格なアカウンタビリティを併せ持ち、保護者、地域の意向が反映され、独自性が確保されるような法制度整備に向けた検討を行う。			15年中に措置	(文部科学省) 平成14年4月、研究校を指定し、新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究を開始。平成14年5月、研究校、教育委員会及び文部科学省による連絡協議会を開催。平成14年12月、有識者から構成される学校運営推進会議を開催し、実践研究を深める方策等について意見を聴取。平成15年度においても、引き続き実践研究を行う。	
	b モデル校による実践研究を行うに当たっては、校長公募制の導入、十分に広い通学区域の設定、教員採用における校長の人選の尊重、教育課程、教材選定、学級編制などにおける校長の意向の尊重等の要件を満たすよう努める。		措置		(文部科学省) 都道府県等からの応募に基づき、実践研究の研究テーマとして、校長公募、校長の意向を尊重した教職員人事、柔軟なカリキュラム編成、教材選定や学級編制などにおける校長の意向尊重等を設定している研究校を指定。	

イ 高等教育

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
インターネット等を用いた高等教育の促進 (文部科学省)	インターネットを活用した授業について、効果的な学習指導を行い得る体制が整えられている場合には、直接の対面授業におけるような同時性・双方向性がなくとも、これを遠隔授業として位置付け、単位修得を可能とする。 【平成13年文部科学省令第45号】	措置済				
大学院における通信制博士課程の設置 (文部科学省)	現在、大学学部及び大学院修士課程については、通信制課程を設置することが制度上可能となっているが、今後、社会人等の多様なニーズにこたえていくため、大学院博士課程においても通信制課程を設置することについて検討し、所要の措置を講ずる。	結論	措置		(文部科学省) 大学院博士課程において通信制課程を新設する大学院設置基準の一部を改正する省令(平成14年文部科学省令第10号)を、平成14年3月28日に施行した。	
外国からの留学生に対する学位授与 (文部科学省)	大学評価・学位授与機構による大学評価の中で、学位授与への取組状況を評価項目の一つとして位置付けるとともに、同機構が行う評価項目を公表することなどを通じて、各大学の適切な点検評価項目の設定を促していくことにより、大学院の博士課程における学位授与を積極的に推進していく。	措置済				
大学の情報公開の促進 (文部科学省)	a 私立大学について、その公共性にかんがみ、大学の責務としての財務状況の公開のために、その具体的な内容や方法等について平成13年度から検討を行う。	検討	検討 (結論)		(文部科学省) 所轄学校法人に対し、平成14年度の学校法人の財務の公開状況、公開方法、公開している財務書類等を具体的に提示したうえ、現在非公開の学校法人は早急に公開に向けた取組みを行うとともに、公開している学校法人についてもその方法や内容を見直し、改善を図るよう通知を発出した。 (平成15年3月27日付け文部科学省高等教育局私学部長通知14文科高第903号)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 上記の公開を徹底させる方策について可能なものから順次実施する。	一部措置済	措置(14年度以降順次)		(文部科学省) 従来から、平成14年度学校法人の運営等に関する協議会(平成15年1月23日)等の諸会議において財務公開への積極的な取組みを指導するとともに、各大学の財務公開の状況について調査を実施し、それを公開している(「平成14年度学校法人の財務の公開状況に関する調査結果について」(平成15年3月27日))。上記方法の結論が出る前であっても、自主的な公開を指導していく。	
大学運営の自主性・自律性の向上 (文部科学省)	a 大学の学部・学部の収容定員の範囲内における学科の新設・改廃及び学科定員の変更について、教育研究の質を確保しつつ大学の主体的な判断で機動的に行えるよう、届出制の導入を含め、現在の認可制を改める。このことについては、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理した上で平成15年までに結論を得るものとされている国立大学の独立法人化の検討と並行して検討し、結論を得る。なお、これらについて検討する際には、情報公開や評価などの事後チェックが全体として実務的に機能するよう方途についても併せて検討する。	検討	検討	検討(結論)	(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。 これを受けて、学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った(学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)、平成15年4月1日施行)。	
	b 国公立大学の講座等の組織編制を柔軟に行うことを可能とする方策を講ずる。 【大学設置基準の一部を改正する省令(平成13年省令第44号)】 【国立学校設置法の一部を改正する法律(平成13年法律第76号)】	法案成立、公布	措置(14年4月施行)		(文部科学省) 国立大学の法人化を待たず、平成15年度より、大学・大学院、学部・学科の設置規制を柔軟化し、教育機関間の競争を活性化することとした。 「国立学校設置法の一部を改正する法律」(平成13年法律第76号)(平成14年4月1日施行)、「大学設置基準の一部を改正する省令」(平成13年省令第44号)(平成13年3月30日施行)により、講座制又は学科目制に限らず、大学の定めるところにより、柔軟に教員組織を編制することができることとした。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
大学・学部の設置規制の準則主義化 (文部科学省)	<p>大学・学部等の設置、定員の変更の認可に当たっては、文部科学大臣は学生教官比率、学生校舎面積比率など大学の質の確保のために最低限必要な客観的基準を明らかにするとともに、現在、大学設置基準や大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定による審査基準など、様々な形式によって重層的に規定されている基準について、文部科学省令等によりその一覧性を高めるよう整理する。</p> <p>その際、それぞれの基準の必要性等を十分に吟味し、例えば、施設設備や教員組織の基準において不必要なものは廃止するなど、全体として最低限必要な基準となるよう厳選する。</p> <p>また、大学設置・学校法人審議会における審査事項や手続の在り方についても、上記の基準の厳選に応じて、軽減、簡素化を図る。</p> <p>さらに、学部の下部組織である学科については、届出のみで設置又は廃止を可能とする。</p> <p>なお、設置後において、基準が満たされなくなった場合には、文部科学大臣による是正措置等を講じるとともに、改善されない場合には閉鎖を命ずることができるようにする。</p>		検討・結論		<p>(文部科学省)</p> <p>平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。</p> <p>これを受けて、「学校教育法の一部を改正する法律」(平成14年法律第118号)により学校教育法等を改正し、設置認可の弾力化、違法状態の大学等に対する是正措置規定の整備を行った(平成15年4月1日施行)。</p> <p>また、内規等の整理を含め、大学設置基準等を全体的に見直した。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)、平成15年文部科学省告示第43号、平成15年文部科学省告示第44号、平成15年文部科学省告示第45号、平成15年4月1日施行)</p>	
大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し (文部科学省)	<p>「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」という方針を見直す。</p>		措置		<p>(文部科学省)</p> <p>平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。</p> <p>これを受けて、「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」との方針は撤廃した。(平成15年1月24日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会、平成15年4月1日より適用)</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
大学の設置等における校地面積基準、自己所有比率規制の緩和 (文部科学省)	校地面積基準や校地の一定比率自己所有規制の緩和を速やかに検討する。		検討・結論		<p>(文部科学省)</p> <p>平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。</p> <p>平成15年1月23日、中央教育審議会答申「大学設置基準等の改正について」を受け、「大学設置基準」(昭和31年文部省令第28号)等を改正し、校地面積は校舎面積の3倍とするという従来の基準を緩和し、収容定員1人当たり10平方メートルとした。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)平成15年4月1日施行)</p> <p>また、自己所有要件についても、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」(昭和50年文部省告示第32号)の改正により、校地基準面積の2分の1以上が自己所有であることという従来の基準を緩和し、校舎基準面積相当分以上(校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上)が自己所有であることとし、平成16年度開設にかかる申請の審査から実施することとした。(平成15年文部科学省告示第41号、平成15年4月1日施行)</p>	
工業(場)等制限法の廃止 (国土交通省) <住宅ア27の再掲>	首都圏及び近畿圏の既成市街地等における産業及び人口の過度の集中の防止等を目的として、一定床面積以上の工場や大学等の新增設を制限する工業(場)等制限法については、製造業従事者や工場立地件数の減少等産業構造の変化、少子化の進行に伴う若年人口の減少等、社会経済情勢が著しく変化していることを踏まえ、これを廃止する。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	措置(法案成立後公布・廃止)		<住宅ア27の再掲>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
大学等の設置における制限区域の廃止 (文部科学省)	「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」における、工業(場)等制限区域及び準工業(場)等制限区域についての大学等の設置及び収容定員増に対する抑制的取扱いを廃止する。		措置		(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。 これを受けて、「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)を撤廃し、工業(場)等制限区域及び準制限区域についての大学等の設置及び収容定員増に対する抑制的取扱いを廃止した。(平成15年1月24日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会、平成15年4月1日より適用)	
第三者による継続的な評価認証(アクレディテーション)制度の導入 (文部科学省)	大学の教育研究水準の維持向上の観点から、設置認可を受けたすべての大学に一定期間に一度、継続的な第三者による評価認証(アクレディテーション)を受けてその結果を公表すること等を義務づけるなどの評価認証制度を導入する。併せて、評価認証の結果、法令違反等の実態が明らかになった場合には、文部科学大臣により是正措置等を講ずることができることとする。 なお、評価認証機関に対し、学識経験者等によって策定された評価のガイドラインに従って適切に評価を行うことが可能かどうかについて、文部科学大臣が認定を行なうものであり、不適切な評価認証を行ったような場合には、当該認定を取り消す。また、互いに質の高い評価認証サービスを提供することを競い合う環境を整えるため、株式会社も含め設立できることとし、特定の機関の独占としない。さらに、工学教育や医学教育などの専門分野別、高度専門職業人養成や通信制などの各種テーマ別の評価認証についても、その普及、支援を図る。		検討・結論		(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。これを受けて、学校教育法を改正し、大学に対する第三者(文部科学大臣の認証を受けた評価機関)による定期的な評価制度を導入した。(学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)平成16年4月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
学生に対するセーフティネットの整備 (文部科学省)	大学が廃止されることとなる場合、学生の就学機会の確保を図るため、適切なセーフティネットの整備を検討する。			検討	(文部科学省) 文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団並びに私学団体による私立大学経営支援連絡協議会を設置し、具体案を検討中。	
任期付き教官に対する処遇の改善 (文部科学省、【人事院】)	いわゆる招へい型を始めとした任期付き教官に対して給与法上の特例措置によって能力・実績に応じた給与等の処遇の改善が可能となるよう検討し、結論を得る。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	結論	措置		(文部科学省) 国立大学の法人化によって、教職員の身分は非公務員となる予定であり、各大学の判断によって任期付教員の処遇の改善が可能となり、全国的に措置されることとなる。(第156回国会に関係法案提出)	
大学組織の活性化の推進 (文部科学省)	運営の効率化の観点から、大学における事務部門のアウトソーシングを大学の判断で自由に行えるようにするなど、大学の組織をより活発なものにするための検討を早急に行い、結論を得る。					
学部におけるダブルメジャー制度の導入 (文部科学省)	各大学において二つ以上の専攻(メジャー)を取得することができるよう、ダブルメジャー制度の導入を行うとともに、ダブルメジャーの導入の促進を図るため、大学におけるこのような取組に対する各種の支援方策の検討を行う。	検討・継続的推進			(文部科学省) 各大学におけるダブルメジャーを含む専攻以外の分野を学習させるための配慮の状況について調査結果を公表(平成14年11月8日)し、ホームページに掲載することにより広く情報提供をおこなった。	
パートタイム学生制度の創設 (文部科学省)	社会人が正規の学生としてある程度長期にわたって学びながら学位を取得できるよう大学において正規学生としてパートタイム学生を受け入れるとともに、パートタイム学生の導入の促進を図るため、大学におけるこのような取組に対する各種の支援方策の検討を行う。	結論・継続的推進			(文部科学省) 中央教育審議会において長期履修学生(「大学等における社会人受入れの推進方策について」)に関する答申(平成14年2月21日)を取りまとめた。この答申を全大学に送付することにより情報提供を行い、その導入を促進するとともに、長期履修学生に関して大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)等の改正を行った。さらに、通知等により全大学に周知を図り、各種会議において制度改正の周知を図った。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
競争的研究資金の拡充と国立大学における資金の競争的な配分の徹底 (文部科学省)	現在の国立大学の予算のうち、教育研究基盤校費については、各大学において配分方法を工夫し、基礎的な教育研究の継続に配慮しつつも、競争的環境の創出について、更なる改善努力を行う。		措置		(文部科学省) 全大学において、競争的環境の創出に資するため、本経費の重点配分を実施。更に評価項目に新たな要素を加えるなど、随時配分方法の改善・見直しに取り組んでいるところ。	
大学における教員評価の導入 (文部科学省)	各大学における個々の教員の目標設定、設定目標に対する評価システムの構築や、実績に応じた評価基準及び審査方法の確立、評価を実行するための大学におけるマネジメント改革、評価結果を適切に反映できる処遇システムなど、各大学において、適切に教員評価を実施する。このため、教員評価を で示す継続的な第三者による評価認証(アクレディテーション)における評価項目の一つとして取り入れることも検討対象とする。			措置	(文部科学省)	
国立大学の法人化に関する方向性の確定 (文部科学省)	国立大学を早期に法人化するため、給与、定員、兼職・転職、休職、採用手続などに関して、当該組織が自律的に決定することができる制度設計に向けた非公務員型の選択や経営責任の明確化、民間的手法の導入など平成13年度中に国立大学改革の方向性を定める。	措置済				

ウ 研究開発等

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
国立試験研究機関等の研究者の流動性向上 (【人事院】)	a 若手育成型任期付任用に関し、国立試験研究機関や独立行政法人研究機関において、若手研究者が原則5年間は任期付研究員として活躍できるようにするとともに一定の条件の下に再任もできるようにするなど、必要な措置を講ずる。また、その際には、業績、能力に応じた処遇を図れるよう改善を行う。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	検討				(【人事院】) 「人事院規則20 - 0 (任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例)」及び「任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例の運用について」(通知)(平成9年人事院事務総長通知任企 - 149)を改正し、従前は任期を5年とするための事前の人事院の個別承認が必要であったところを包括承認(事後報告)の取扱いに変更するとともに、給与の個別承認も廃止して業績、能力に応じて弾力的な処遇を図れるよう措置。(平成14年6月20日施行)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	b 産学官の間での研究者の流動性を高めるため、科学技術基本計画における任期制や公募制の活用等の検討を踏まえ、国立試験研究機関等がそれぞれ研究人材流動化促進計画を策定すること等を検討する。	一部措置済	検討(結論)		<p>(内閣府) 総合科学技術会議は、平成13年12月25日に「研究者の流動性向上に関する基本的指針」を策定、平成14年6月19日に「産学官連携の基本的考え方と推進方策」を策定して大学等の人材流動化の促進について、それぞれ関係大臣に意見具申した。</p> <p>(総務省) 独立行政法人通信総合研究所及び独立行政法人消防研究所においては、中期計画に基づき研究者の流動性を高めるべく、任期付任用制度を積極的に活用しているところ。独立行政法人通信総合研究所においては平成15年3月31日に、独立行政法人消防研究所においては平成15年3月26日に、それぞれ研究人材流動化促進計画を策定した。</p> <p>(文部科学省) 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人放射線医学総合研究所及び独立行政法人防災科学技術研究所の各法人において、任期制及び公募の適用方針を明示した計画を策定し、研究人材の流動化促進に向けて取り組んでいるところ。</p> <p>なお、平成14年2月には、「研究者の流動性向上に関する基本的指針」を関係機関に通知し、本指針の趣旨に沿った対応を図るよう各機関に要請したところであり、平成15年3月には、各機関における研究者の流動性向上に関する実態調査の結果を踏まえ、引き続き計画策定に向けて関係機関に働きかけたところ。</p> <p>(厚生労働省) 国立試験研究機関等に対して、研究人材流動化の促進に関する計画の作成について平成14年3月厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知を發出したところ。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					<p>(農林水産省) 農林水産政策研究所においては、今後10年間に想定される政策研究の重点分野、研究の実施体制の改善など研究推進に必要な事項の取組方向をまとめた研究基本計画を新たに策定し、その中で研究者の流動性を高めることを明確化し、大学等との人事交流を実施。</p> <p>「研究者の流動性向上に関する基本的指針(意見)」(平成13年12月内閣総理大臣から各省大臣に意見)に基づき、各試験研究独立行政法人に対し、任期制及び公募の適用方針を明示した計画を策定するよう通知を出すとともに、各種会合において指導しているところ。</p> <p>(経済産業省) 独立行政法人産業技術総合研究所においては、中期計画に基づき研究者の流動性を高めるべく、任期付任用制度を積極的に活用しているところ。</p> <p>研究人材流動化促進計画については、平成14年9月18日に策定した。</p> <p>(国土交通省) 各独立行政法人研究機関の中期計画には任期付任用制度の活用が位置付けられており、年度計画に基づいて流動性の向上と人材の活性化に努めているところである。国立試験研究機関に対しては総合科学技術会議からの意見を通知し、計画策定に向けた検討の促進を図っている。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					(環境省) 独立行政法人国立環境研究所においては、中期計画に基づき、任期付研究員の採用や流動研究員制度の導入等により、流動性の向上と人材の活性化に努めているところ。	
研究者の資質向上のための機会の拡大 (内閣官房、【人事院】)	国立大学の教員、国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	結論	18年度までに措置		(内閣官房) 公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)を踏まえ、検討することとしている。	
国立大学教官の発明に対するインセンティブの向上 (経済産業省)	国立大学教官の発明に対するインセンティブを高める観点から、教官個人に対して支払われる発明補償金の支払限度額(600万円)の撤廃等運用の見直しについて資金手当ての在り方と併せて検討し、所要の措置を講ずる。	措置済				
国有特許のTLO等への円滑な譲渡 (文部科学省)	a 国有特許の活用を促進するためにTLO(Technology Licensing Organization:技術移転機関)を積極的に活用する観点から、TLOが当該国有特許の効果的な移転を図り得る唯一の機関であると考えられる場合には、TLOへ随意契約により譲渡できることについて周知・徹底する。 【平成12年文部省学術国際局長・会計課長通知】	措置済				
	b 国と民間企業との共同研究、国が民間企業から受託した研究の成果に係る国有分の特許権については、民間企業による研究成果の活用を促進する観点から、共同研究等の相手方の民間企業に対し、随意契約によって専用実施権の設定や特許権の譲渡ができることについて周知・徹底する。 【平成12年文部省学術国際局長・会計課長通知】	措置済				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
委託開発事業に係る文部科学大臣の認可等の廃止 (文部科学省)	科学技術振興事業団が行う委託開発事業において個別課題ごとに必要とされている文部科学大臣の認可及び関係大臣に対する協議や、研究開発成果の実施化(特許等の実施)に際しての文部科学大臣の認可及び関係大臣に対する協議を廃止する。	結論	措置 (14年度以降)		(文部科学省) 平成14年12月、独立行政法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号)が成立し、現行科学技術振興事業団は平成15年10月より独立行政法人科学技術振興機構となることが決定されている。当該法人が行う委託開発事業については機構法上、文部科学大臣の認可及び関係大臣に対する協議は求められておらず、法人化にあわせて廃止することとなっている。	
大学における研究体制の強化 (文部科学省)	大学における研究体制を充実させるためには、様々な競争的資金の拡充を進めていくことが必要であり、その際、研究機関が研究資金を多く持ち込める研究者の採用を競争的に進めるなど、競争的環境の整備を推進する。同時に、競争的資金による、優れた研究者や博士課程学生を充分支援できるような具体的な方策を進める。		検討・結論		(文部科学省) 平成14年度予算において、競争的資金の拡充とともに、間接経費措置対象プログラムを拡げるなど間接経費の拡充を図り、競争的環境の整備の推進を図っている。 また、全ての競争的資金制度において、当該研究遂行のために必要となる研究支援者(ポストドクター等の研究者や博士課程学生、技術者)を研究費により雇用することが既に可能となっていることについて、各制度の募集要項等に明記するとともに、平成15年度科学研究費補助金公募要領等説明会(平成14年9月17日他数回実施)戦略的創造研究推進事業の募集説明会(平成14年7月10日他数回実施)等において周知を図っている。	
寄付金、受託研究等の扱いに係る競争的環境の整備 (文部科学省)	国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、受託研究等の扱いが国公私の大学で相互に競争的になるようにすることを検討する。	受託研究については措置済・継続的検討			(文部科学省) 受託研究については、平成14年度税制改正により措置済み。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
マッチングファンド制度の創設 (文部科学省)	大学や産業界の産学官連携へのインセンティブを高め、経済・社会ニーズに対応した研究開発を推進する観点から、企業が大学に出す資金に併せて国が資金を出すマッチングファンド方式による共同研究プログラムを創設する。		措置		(文部科学省) 企業等からの資金提供を前提とする共同研究に対して公的研究機関の分担と責任に応じた経費を提供するマッチングファンドによる共同研究制度を平成14年度より科学技術振興調整費によるプログラムとして創設。	
大学発事業創出実用化研究開発の推進 (経済産業省)	大学の研究成果を活用して、企業とTLO等が連携して行う大学の研究成果の事業化可能性探索のための実証化研究・開発について、企業側が研究資金等を拠出し、事業化計画を作成することを要件として、TLO等に対し、必要な経費の一部を助成する仕組み(いわゆるマッチングファンド方式)を創設する。		措置		(経済産業省) マッチングファンド方式については、平成14年度予算(52.2億円:補正予算含む)で措置済み。 (平成15年度予算においても引き続き措置)	
大学と企業の実務者等による交流の推進 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。		措置		(農林水産省) 大学、企業、公的研究機関等に対し、農林水産研究開発に関する情報交換等のための講演会を本年度においても年間を通して実施。 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) 第1回産学官連携推進サミット(平成13年11月19日)の成果を踏まえ、平成14年6月15、16日に実務者レベルを中心とした産学官連携推進会議を開催。また、11月18日に産学官のトップを対象とした第2回産学官連携サミットを開催。	